賃金改善に関する項目

　令和元年度の人事委員会勧告の取扱いについては、国の取扱や府の財政状況等を踏まえ、次のとおり実施したい。

　給料表について、改定を見送ることとしたい。

　ただし、令和２年度より、小学校・中学校教育職給料表１級の最高号給について、157号給に引き上げることとし、人材確保の観点から、大学卒程度の初任給相当の号給までに限り、人事委員会勧告を踏まえ、給料月額を引き上げることとしたい。

　技能労務職員の給料表について、行政職給料表が適用される職員に準じてまいりたい。

　地域手当について、本年度から、大阪府に在勤する職員の支給率を11.8％とするなど、人事委員会勧告のとおり支給率を引き上げることとしたい。

　医師等の初任給調整手当について、本年度から、支給月額の限度を251,200円に引き上げることとしたい。

　住居手当について、令和２年度から、住居手当の支給対象となる家賃額の下限を12,000 円から16,000 円に引上げ、手当額の上限を27,000 円から28,000 円に引き上げたい。住居手当の支給月額は、家賃の月額と16,000円との差額が11,000円以下の職員についてはその差額、その差額が11,000円を超える職員についてはその超える額の２分の１の額を17,000円を限度として11,000円に加算した額とすることとしたい。

また、今般の改定に伴い、当該住居手当の支給月額が2,000円を超えて減ぜられることとなる職員等については、令和２年４月１日から令和３年３月31日までの間、経過措置を講ずることとしたい。

　期末・勤勉手当について、本年度から年間0.05月分を引き上げ、その割り振りは、勤勉手当の6月及び12月に支給される月数をそれぞれ0.025月分引き上げ、0.95月分としたい。

　以上の内容で、関係条例（案）を９月後半の定例府議会に提案したい。

なお、地域手当、初任給調整手当及び勤勉手当の引き上げ実施に伴う差額支給の時期については、関係条例の議決を得られれば、その段階で改めてお示ししたい。

　非常勤特別嘱託員及び非常勤若年特別嘱託員の報酬月額については、令和２年度からそれぞれ1,190円及び1,700円を引き上げ、153,900円及び219,140円に改定したい。

　その他の非常勤職員については、これまでと同様に常勤職員の取扱いに準じてまいりたい。

賃金改善に関する項目

小学校・中学校教育職給料表１級の最高号給について、157号給に引き上げたい。

なお、要求にはないが、障がいのある職員の休憩時間の弾力的な設定について、令和２年４月から休憩時間を分割、延長できる制度を導入したい。

不妊治療にかかる休暇制度について、無給の休暇として、令和２年４月から導入したい。

ＬＧＢＴ等の性的マイノリティの職員に対する特別休暇等の取得可能範囲について、令和２年４月から拡大できるよう検討したい。

ボランティア休暇について、特別休暇として令和２年４月から導入したい。